

【計画（案）全般】

NO.	項 目	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
1	見直し作業のスケジュールについて	<p>住民の意見が十分反映できるスケジュールになっていませんでした。</p> <p>総合計画審議会（以下「審議会」と表記します。）が開催された当初から時間が足りない指摘されていました。部会は精力的に開催されて頭の下がる思いがしますが、それでも時間が足りず、住民の意見を反映するプロセスを省略して、強引に年度内答申で進められました。</p>	<p>中間見直しについては、計画期間である平成27年度を終期とする見直しとなっており、平成24年度以降4年間の計画を定めるものです。</p> <p>策定期間については、当初の予定どおり進めております。今回は特に、東日本大震災後の見直しということもあり、スピード感をもった対応が必要であると考えています。</p>
2	政策の評価について	<p>中間見直しですので、今までの計画の実施状況とその成果（効果）がどうだったか等の政策評価の情報がなければ効果的な見直しはできません。町民意向調査の結果は示されましたが、政策に対する満足度と重要度の調査だけで、政策の効果についての評価はありませんでした。</p> <p>住民満足度調査の平均点は、54.6点でしたが、調査票の40点～60点は“やや不満である”の区分です。これに対して、今までの活動がどうだったのか、何の評価もしていません。</p> <p>審議会での指摘を受けて「美里町総合計画基本計画検証シート」が資料として提出されましたが、そのシートの内容は具体的な取り組み状況について実施状況とその成果（効果）が記載されていないシートがあるなど不完全なもので、慌てて作成されたように見受けられました。日常的な管理がされていれば、その資料がでてくるはずですが、提示されませんでした。日常管理がされていなかったのではないのでしょうか。</p>	<p>本計画の見直しを行う上で、住民意向調査を実施しております。</p> <p>住民意向調査における満足度調査については、住民の皆さんの生活実感を定量的に把握できる有効な方法と考えています。また、前回の調査結果との比較により、これまでの取り組みがどう評価されているのかを把握することができ、行財政運営に対する評価そのものであると考えています。</p> <p>なお、総合計画の評価という点では、計画の見直し時期に合わせて行うことが適切と考えています。</p>

3	住民懇談会の意見について	<p>総合計画の第 5 章に“住民参画と協働のまちづくりの推進”と謳ってはいるものの、合理的な理由もないのに住民の意見を反映しないで終わっています。</p> <p>見直し作業と関連する住民懇談会の結果は、審議会で指摘を受けて第 6 回審議会（最終）で住民懇談会の概要が提供されましたが、その意見をどのように反映したかの情報は含まれていませんでした。</p>	<p>住民懇談会でのご意見等については、総合計画で整理すべきもの、事業実施の段階で整理すべきものなど様々ですが、いただいたご意見については、概ね反映しております。</p>
4	町民から募集した意見について	<p>町民からの意見を募集して、何人かの住民から意見が提出されました。しかし、審議会で取り上げた形跡がありません。（会議録がいまだに公開されていないので一部例外があるかもしれません。）</p>	<p>提案募集でのご提案等については、総合計画で整理すべきもの、事業実施の段階で整理すべきものなど様々ですが、いただいたご意見については、概ね反映しております。</p>
5	公募委員の意見について	<p>審議会（全体会議）で、ある事業について廃止してはどうかという意見を出しているのに検討資料にその事業の目標値が記載されているとの指摘がありましたが、反対意見もないのに取り上げることなく放置され、この指摘は反映されていません。</p>	<p>今回、提示しております計画（案）については、総合計画審議会の答申された内容を基に町の計画（案）としてお示ししております。</p>

【第1部 美里町総合計画の見直しにあたって】

NO.	項 目	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
6	「2 計画策定の経緯」について	<p>国の新たな重点施策や法令改正に伴う見直しが必要なことに触れないのは、片手落ちではないでしょうか。</p> <p>例えば、第二次食育推進基本計画、新しい公共、特別支援教育</p>	<p>策定までの経緯については、様々な表現方法がありますが、現状の記載内容でよいと考えています。</p>

【第2部 基本構想（政策）】

NO.	項 目	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
7	「6 公共施設管理」について	施設名の文字がにじんでいて読めません。	修正いたします。
8	「7 政策目標」について	<p>今回実施された住民満足度調査では、公平な政策評価はできないと思います。この町に満足が得られず去っていった人達を調査対象に含んでいないので、低い満足度評価をする人の割合が前回に比べて減少しています。転出が増えれば満足度の指標が大きくなってしまいます。</p> <p>客観的で総合的な満足度は、“転入－転出”の社会増加で表されるのではないのでしょうか。</p>	ご意見のとおり、町の行財政運営に対する不満から転出をされる方もいらっしゃるかと思いますが、転入・転出の要因は、進学や転勤、結婚などによる場合もあり、社会増減のみで評価することは、適切でないと考えます。
9	「7 政策目標」について	図が何を伝えようとしているのかわかりません。満足度は、期待レベルにどれだけ近いかわです。見直して追加された項目ですが、審議会ではこのあたりの議論がなかったと思います。	<p>行政サービスにおける費用と品質が価値を高め、品質と時間がサービスを高める。価値とサービスが住民満足度につながるといった内容を図解したものです。</p> <p>住民満足度の向上を図るため、その構成要素をまとめた内容となっています。説明が不足している部分については、追加修正いたします。</p>
10	「7 政策目標」の「住民意向調査による満足度・重要度の分布状況」について	図が不自然で、縦軸及び横軸の説明も不十分です。縦軸は、左欄外に“満足度”とタイトルを書き、下から0%、20%、・・・、100%の目盛を付け、そして住民意向調査表と同じく“不満である”、“やや不満である”、“ある程度満足である”、“満足”と意味するところを書くべきです。“やや不満である”という今回の意向調査結果を隠すようなことはすべきではありません。横軸は、下の欄外に“重要度（得点比率）”とタイトルを書き、そして左端を0%、右端を20%（又は18%）とし、0%の近くに“低い”、右端に“高い”と書くべきです。	<p>図については、目標値の設定等に活用した内容を記載したものです。</p> <p>この図は、住民意向調査における満足度調査（0点から100点までの10点間隔で得点を選択する）と重要度調査（1番目に重要と思う分野に「1」を、2番目に「2」を、3番目に「3」を記入する。「1」を3点、「2」を2点、「3」を1点として換算したものを合計得点として算出）の2つの関係を見るため、縦軸に満足度を、横軸に重要度を示し、各施策を4つのグループに分けて表示したものです。</p>

			<p>また、満足度調査と重要度調査の調査方法が異なることから、それぞれの偏差値を求め作成しており、分かりやすさを優先に表現したものです。</p> <p>なお、説明が不足している部分については、追加修正いたします。</p>
1 1	「7 政策目標」の「住民意向調査による満足度・重要度の分布状況」について	<p>図中央でクロスする太い矢印の位置をここに設定した理由が分かりません。住民意向調査の結果は、全項目とも平均点が“やや不満である”の領域でした。領域区分の仕方の根拠を示してください。</p>	<p>上記と関連しますが、満足度と重要度の2つの関係を見るため、それぞれの偏差値を用いて分布状況を作成しています。縦軸と横軸が交差する部分は、それぞれの偏差値50を指しています。</p> <p>なお、説明が不足している部分については、追加修正いたします。</p>
1 2	「7 政策目標」の「住民意向調査による満足度・重要度の分布状況」について	<p>平和行政の推進、交流の促進、男女共同参画社会の推進は、住民意向調査で重要度の評価が低く得点比率が0.3%しかないにも関わらず、あたかも重要な評価を得たような図を示しています。誤ったメッセージを伝えることとなりますので、横軸を修正してください。</p>	<p>上記2つの説明で、ご理解ください。</p>

【第3部 基本計画（施策）関係】

【第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり】

NO.	項 目	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
13	「第2項 学校教育の充実」の「第4節 安全・安心」を確保するための対策について	<p>現状と課題 4行目</p> <p>「幼稚園1Km、小学校2Km」は、「幼稚園1km、小学校2km」と表記すべきです。10³を表す記号は小文字のkです。Kはケルビンで温度の単位</p>	修正いたします。
14	「第2項 学校教育の充実」の「第5節 学校給食の充実、食育の推進」について	<p>現状と課題の1番目の給食施設の老朽化の記述は、施設・設備を取りあげている第2節に含まれるのでこの節に記載する必要はありません。</p>	ご意見の内容は、教育関連の施設の課題でもあり、学校給食における課題でもあると考えます。第2節及び第5節の双方に関連する施策であると考えます。
15	「第2項 学校教育の充実」の「第5節 学校給食の充実、食育の推進」について	<p>“学校給食の充実”について現状の記述を補完された</p> <p>い。</p> <p>例：小牛田地域の学校給食施設は単独調理場（自校方式）であり、南郷地域の学校も南郷給食センターと至近距離にあるため、国の第二次食育推進基本計画で取り組むべき施策としている“十分な給食時間の確保”に適した環境になっています。</p>	ご意見を参考に、現状記載を追加修正いたします。

【第5章 自立をめざすまちづくり】

NO.	項 目	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
16	「第5章 自立をめざすまちづくり」について	<p>第5章のタイトルは、“自立をめざすまちづくり”ですが、このタイトルと政策の関連が分かり難いものが含まれています。この総合計画は、美里町建設計画を継承していますが、美里町建設計画の中には「地方分権＝地方自立時代への対応」、「新町の自立・自治に向けて」という表現があることから、“自立をめざすまちづくり”とは、地方自治の確立を目指していたのではないのでしょうか。一番重要な“自立”の意味の理解と共有をしないで、将来像を見失った単独施策の字面の修正ばかりやっているように感じます。</p>	<p>第5章の自立をめざすまちづくりについては、いわゆる住民自治や団体自治といった視点から、第2項の住民活動の促進や第6項の行財政運営の健全化が中心的な項目になりますが、他の施策についても包括的に扱っています。</p> <p>自らの責任において、自ら考え、自ら行動するまちづくりが必要であると認識しております。</p>
17	「第1項 定住化の促進」について	<p>定住化がどうして“自立をめざすまちづくり”を目的とする政策になるのでしょうか。しかもこの章の一番最初に記載する理由は何でしょうか。</p>	<p>上記と関連しますが、人口減少社会の到来を受け、住民活動の促進、行財政運営の健全化など自立的なまちづくりには、その活動を支える人口（定住）施策も重要な取り組みと考えています。</p>
18	「第1項 定住化の促進」について	<p>定住化と人口減少の抑制は、同じではありません。人口変化は、出生・死亡の自然増減、転入・転出の社会的増減の収支で決まります。寿命が延びれば死亡数が減少し人口減少が抑制されますが、時期がずれるだけであり、定住化が促進したとするには無理があるのではないのでしょうか。</p> <p>単純な定住化なら、“転入－転出”。子育て支援策を考慮するなら、“出生＋転入－転出”で評価するのが良いと思います。</p>	<p>計画期間とする平成27年度までの4年間に出生率や平均寿命が著しく変化するとは考えにくいところです。</p> <p>この施策項目については、人口減少の要因分析も併せて着手していくこととしていますので、いただいたご意見を参考に、今後、具体的な取り組みを展開します。</p>

19	「第1項 定住化の促進」について	9月にまとめられた住民意向調査の中に「出入内容確認」との意見がありましたが、いまだに調査されていません。改訂案の「現状と課題」の中によやく「減少原因を詳しく分析するなどの対応が必要です。」という表現が入れられ、「施策の展開」に「人口減少の要因を分析するとともに・・・」と記載が追加されましたが、新たな具体的な取り組みは「住宅取得支援金の適用拡大」くらいしかなくやる気が感じられません。担当部署は、この5年間何を見ていたのかといたくなります。	上記に関連しますが、この施策項目については、人口減少の要因分析も併せて着手していくこととしていますので、今後、具体的な取り組みを展開していきます。
20	「第2項 住民活動の促進」の「第1節 住民参加と協働のまちづくりの推進」について	単なる“まちづくり”と“自立をめざすまちづくり”は異なります。“自立をめざすまちづくり”にどのような人材が必要か、住民の中にそのような人材がいるのかどうかを確認し、不足するのであればどのようなスキルを持った人材が必要かを明らかにし、その上で人材育成の目的を明確にした育成事業を実施すべきです。これが“最少の経費で最大の効果を発揮する”近道です。	まちづくり人材育成事業は、各種の人材育成事業を実施する機関や団体、又は事業に参加する方に対する財政的な支援を実施しています。 このことから、その事業ごとに必要とする人材像やスキルを明確にしています。
21	「第2項 住民活動の促進」の「第1節 住民参加と協働のまちづくりの推進」について (99頁)	人材育成の目的を明確にしない中で実施されている現行の“まちづくり人材育成基金”を使う事業は、この節の目的に合致しているとは言えません。	上記の説明で、ご理解ください。
22	「第2項 住民活動の促進」の「第2節 地域における住民活動を活性化させるための対策」について	地域づくり支援事業は、地域の活動に対して一定の成果は見られますが、住民活動についての住民意向調査では「もう十分です」、「でてくる人は同じで無意味」などの意見があるように地域の住民活動に対する捉え方は様々です。 各個人の価値観、生活パターン等に違いがありますの	地域づくり支援事業については、申請に基づく事業実施となっており、具体的な事業内容は、地域の方々が計画した内容によるものです。 施策の展開にもありますとおり、事業メニューの見直し等も含め、具体的な取り組みを進める中で検討します。

		で、あまり画一的な方法を押しつけないほうが良いと思います。	
23	「第3項 交流の促進」について	交流の促進がどうして“自立をめざすまちづくり”を目的とする政策になるのでしょうか。	<p>第5章の自立をめざすまちづくりについては、いわゆる住民自治や団体自治といった視点から、第2項の住民活動の促進や第6項の行財政運営の健全化が中心的な項目になりますが、他の施策についても包括的に扱っているものです。</p> <p>交流の促進は、人と人、地域と地域などの相互理解とつながりを深め、気づきを醸成していくことで、広範な分野で活性化がもたらされる施策であると考えます。</p>
24	「第3項 交流の促進」について	住民意向調査における重要度の順位は、24項目中の22位で、得点比は0.3%でした。この事業に意味がないとは言いませんが、「事業の選択と集中」の観点で見るときは廃止事業に仕分けされると思います。	<p>事業の選択と集中は必要なことです。</p> <p>住民意向調査の調査結果等を参考に、交流の促進だけでなく、今後、具体的な取り組みを進める中で、考慮していきます。</p>
25	「第4項 平和行政の推進」について	平和行政の推進がどうして“自立をめざすまちづくり”を目的とする政策になるのでしょうか。	<p>第5章の自立をめざすまちづくりについては、いわゆる住民自治や団体自治といった視点から、第2項の住民活動の促進や第6項の行財政運営の健全化が中心的な項目になりますが、他の施策についても包括的に扱っているものです。</p> <p>平和行政の推進は、個々人、国や地域という枠を超え、国際社会の一員であるという自覚や、平和への気づきを醸成していくことで、美里町の主体性を形成する施策であると考えます。</p>

26	「第4項 平和行政の推進」について	住民意向調査における重要度の順位は、24 項目中の23 位で、得点比は 0.3%でした。この事業に意味がないとは言いませんが、「事業の選択と集中」の観点で見るときは廃止事業に仕分けされると思います。	事業の選択と集中は必要なことです。住民意向調査の調査結果等を参考に、平和行政の推進だけでなく、今後、具体的な取り組みを進める中で、考慮していきます。
27	「第6項 行財政運営の健全化」の「第3節 住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策」の「住民懇談会」について	住民懇談会の参加者の問題は、住民懇談会に魅力がないという一言に尽きます。意見を出しても、町で何とか解決しようという誠意ある回答が少ないし、あまり住民が期待してないのではないのでしょうか。	住民懇談会については、ご意見のとおり、課題として認識しております。施策の展開にも記載しているとおり、今後、具体的な取り組みを進める中で検討します。
28	「第6項 行財政運営の健全化」の「第3節 住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策」の「住民懇談会」について	日頃、町と区長とのコミュニケーションが少ないのか、あたかも区長達の質問の場になっているように感じられます。	住民懇談会については、ご意見のとおり、課題として認識しております。施策の展開にも記載しているとおり、今後、具体的な取り組みを進める中で検討します。
29	「第6項 行財政運営の健全化」の「第3節 住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策」の「パブリックコメント手続」について	<p>パブリックコメント手続要綱はあるものの、住民の意見を求めようという姿勢が感じられません。</p> <p>例えば、意見の募集期間は、案の頁数や同時に行われるパブリックコメントの有無に関わらず版で押したように15日です。また、頁数の多いものは、閲覧場所で読んで意見を出してくれと言っても現実には無理ですが、資料の持ち出しは認めていません。このような問題点の分析も、改善もしないで、有効でない判断して欲しくありません。</p> <p>また、意見を出しても、合理的とはいえない理由で採用を退けられることが多いと感じます。パブリックコメントについて、意見を聞くだけでそれで案を変更するものではないという考えを述べた記録も存在しているなど、応募意</p>	パブリックコメントについては、ご意見のとおり、課題として認識しております。施策の展開にも記載しているとおり、今後、具体的な取り組みを進める中で検討します。

		<p>見への対応に大きな課題があります。</p> <p>合理的な理由がない限り採用するということにしなければ、パブリックコメント制度は一時的なガス抜きにしかなりません。</p>	
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------	--